

お知らせ

就学通知書は届きましたか

16年度新入学児童・生徒の保護者の皆さんへ
4月に小・中学校へ入学するお子さんの保護者の方に、就学通知書を送付しています。まだ届いていない方は、教育委員会へ連絡してください。

対象 小学校：平成9年4月2日～10年4月1日に生まれた方
中学校：平成3年4月2日～4年4月1日に生まれた方

私立・国立の小学校や中学校へ入学するお子さんの保護者の方へ
入学許可書、印鑑、就学通知書を持参のうえ、保谷庁舎3階学務課で、区域外就学届の手続きを必ずしてください。

都市計画道路整備事前説明会

市が行う左記事業の目的および内容についての説明会を開催します。

事業の種類 都道保谷秋津線道路整備工事(下保谷5丁目地内)

事業の施行を予定する土地の所在 下保谷5丁目78番1

説明会
とき 2月28日(土)午後6時(受付：午後5時30分)
ところ 防災センター
用地課(保谷内線241)、都市計画課(保谷内線241)

審議会等開催情報
教育計画策定懇談会(教育庶務課・内線2613)：2月16日

差押電話加入権の公示

詳しくは問い合わせを
納税課(☎内線1355)

とき 2月24日(火)午後1時30分
ところ 田無庁舎503会議室

(月)午前10時・保谷庁舎・教育計画・10人
社会教育委員の会議(社会教育課・内線2711)：2月17日(火)午後2時・保谷庁舎・社会教育関係団体補助金・10人
障害者基本計画検討委員会(障害福祉課・内線2343)：2月18日(水)午前10時・保谷東分庁舎・市民説明会の報告・10人
地域福祉普及推進懇談会(保健福祉総合調整課・内線2313)：2月19日(木)午後1時・保谷東分庁舎・パリアフリーマップの作成・10人
生涯学習施策検討協議会(社会教育課・内線2711)：2月24日(火)午後2時・保谷庁舎
計画案・10人
人にやさしいまちづくり条例制定市民懇談会(都市計画課・内線2412)：2月25日(水)午後1時・保谷庁舎・条例骨子・10人
健康づくり推進プラン検討委員会(健康推進課・内線2361)：2月27日(金)午後1時30分・保谷庁舎・内容確認・10人
都市計画審議会(都市計画課・内線2411)：2月27日(金)午後2時・防災センター
1・西東京都市計画区域の決定に伴う都市計画変更が、5人
人数は傍聴者数です。

教育委員会の開催日程
とき・ところ 2月24日(火)午後2時30分・スポートセンター
議題 行政報告
傍聴人数 10人
教育庶務課(☎内線2611)

介護保険料は「社会保険料控除」の対象になります。申告額は平成15年1月～12月に納付した額(過年度分を含む)です。申告の際に領収書の添付は不要です。介護保険料の支払い額について不明な点は、介護保険課へお問い合わせください。

平成15年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります(表参照)。申告の際には、医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。

介護保険課(☎内線2321)

市議会定例会

平成16年第1回市議会定例会は、3月3日(水)から開催される予定です。本会議、委員会は、傍聴することができます。

なお、会議の日程や請願・陳情の提出期限については、議会事務局へお問い合わせください。

議会事務局議事課(☎内線1721)

介護保険の所得控除

介護保険料は「社会保険料控除」の対象になります。申告額は平成15年1月～12月に納付した額(過年度分を含む)です。申告の際に領収書の添付は不要です。介護保険料の支払い額について不明な点は、介護保険課へお問い合わせください。

平成15年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります(表参照)。申告の際には、医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。

介護保険課(☎内線2321)

(表) 医療費控除の対象となる介護保険サービス

サービスの種類	控除の対象となる要件	控除の対象となる額
施設サービス	介護老人福祉施設	施設サービスに要する費用と食費の自己負担額の2分の1にあたる金額 1
	介護老人保健施設	施設サービスに要する費用と食費の自己負担額全額 1
	介護療養型医療施設	施設サービスに要する費用と食費の自己負担額全額 1
居宅サービス	訪問看護	居宅サービスに要する費用にかかる自己負担額全額
	訪問リハビリテーション	
	通所リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
	短期入所療養介護	
	訪問介護 2	
	訪問入浴介護	
通所介護	居宅サービス計画に基づいて、～のいずれかのサービスとあわせて利用していること 3	
短期入所生活介護		

- 1 理美容代などの日常生活費や個室等の使用料などの特別なサービス費用は対象となりません
- 2 訪問介護のうち、生活援助が中心の場合は、控除の対象となりません
- 3 老人保健・医療保険の訪問看護と併せて利用した場合も対象となります

公的個人認証サービス開始

ICカード(住民基本台帳カード)を利用して行政サービスの電子申請等を行うための「公的個人認証サービス」が、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、公的個人認証法の施行に伴い、スタートしました。3月1日から「公的個人認証サービス」の受け付けを開始します。

詳しくは、市報3月1日号でお知らせします。

市民課(☎内線1461、☎内線2131)

保育園 第二次募集 4月入園児を募集

市内22か所の保育園の一次募集が終わり、年齢に満たない園がありますので、再募集します。

受付期間 2月27日(金)まで
申込・問合せ 田無庁舎1階保育課
市内の各保育園
保育課(☎内線1532)



市民農園・家族農園利用者募集

今年4月からの市民農園・家族農園利用者を募集しています。

今回募集する農園は、新町市民農園、北町市民農園、南町家族農園、谷戸家族農園の4か所で、申込期限は2月20日(金)(消印有効)です。

申込方法など詳しくは、2月1日号の市報または西東京市ホームページをご覧ください。

産業振興課(☎内線1441)



みんなの公園 ルールを守って楽しく利用

公園は市民みんなの憩いの場です。利用者一人ひとりがルールを守り、楽しく使いたしましょう。

犬を連れての公園利用について
公園内で、犬の放し飼いを見かけます。「うちの犬はおとなしいから大丈夫」などという人がいますが、放されている犬は、動物好きの人にとっても怖いもの。公園内で犬を放すのは絶対やめましょう。また、犬のフンやブラッシング後の毛は放置せず、自宅に持ち帰りましょう。

公園緑地課(☎内線2434)



市役所通り(田無庁舎北側道路)の改良工事を行います

市では、3月に完成予定の南町六丁目2・3番地先で、市道第77号線の拡幅改良工事を行っています。工事に伴い、工事中は、車両通行の際に迂回をお願いします。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工事が完成すると、両側に歩道が設けられた道路になります。また、市役所通りと向南中央通りの交差点付近には、ベンチがあるポケットパーク(緑地・休憩施設)ができます。

このように、道路を改良したため、市役所通りの車輛(歩行者、自転車は除く)の通行方法が一部変更となり、右図のとおり大きく変わります。ご注意ください。

また現在運行している「はなバス」も、拡幅工事が完了した際は、はなバス第3・第4ルートの一部変更を行い、市役所通り商店街を迂回し、拡幅された市道第77号線を通るルートとなります。

道路管理課(☎内線2455)



都市計画道路(ひばりヶ丘停車場線)を交通開放しました

永い間お待たせしましたが、主要地方道36号保谷志木線から都道112号谷戸新道までの区間約620mの道路整備工事が完了し、昨年12月18日から交通開放しました。

全面交通開放に伴い、すでに完成済み道路の交通規制(一方通行)の解除を行いました。

今後は、ひばりヶ丘駅と保谷志木線を結ぶバイパスとして、多くの車やバイクが通行すると思われる。道路を横断する際は必ず一旦停止し、左右の状況をよく確認し横断歩道を利用してください。ご協力をお願いします。

問合せ 田無警察署(☎67・0110)、東京都北多摩南部建設事務所(☎042・3330・1806)、都市計画課(☎内線2415)

